

奈良県告示第百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和三年九月二十二日現在の地番による。）
大和高田市礪野町八五番三、八五番四の一部、八六番一及び八六番二の一部
- 二 申請者氏名 株式会社朝日不動産 代表取締役 前田徹
- 三 申請者住所 大和高田市旭北町六番二三
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二八・〇メートル
- 六 指定年月日 令和三年九月二十九日
- 七 指定番号 高土第R〇三〇二号